保護者　様

インフルエンザによる出席停止の通知書

新島学園中学校・高等学校
校 長　　小栗 仁志

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

・・・

新島学園中学校・高等学校長 様

保護者が記入

インフルエンザにおける療養報告書

中学・高校　　　年　　　組　　　番　氏名

1　診断を受けた医療機関：

2　診断日：　　　年　　　月　　　日（診断型：A 型　 B 型　 不明）※いずれかに〇をつけてください。

3　登校再開日：　　年　　　月　　　日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準１と２の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ **発症日　：　　　　月　　　日**
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過している。 ⇒ **解熱した日　：　　　　月　　　日**

上記のとおり相違ありません。

年　　　　月　　　　日　　　　　保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　印